の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の三第四項又は第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）

の課税に係る七条の定の金の所得

所得金額、租税特別措置法第三十七条の十一第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三第七項に規定する譲渡損失の繰越控除等）の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の三第四項又は第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）

に改める。

第二十五条の十三第一項中「及び第四項」を「、第四項及び第三十七項」に改め、同条第二項中「及び第二十五条の十三の六」を「、第二十五条の十三の六及び第二十五条の十三の七第四項」に、「譲渡をいう。以下この項及び次項」を「譲渡をいう。第七項を除き、以下この条」に改め、同条第四項第一号中「掲げる事由」の下に「又は同条第六項に規定する契約不履行等事由」を加え、同条第五項中「（法第三十七条の十四第五項第一号の口座を開設しようとする年（以下この項において「口座開設年」という。）の一月一日において十八歳以上である者に限る。）」を削り、「同条第一項」を「法第三十七条の十四第一項」に、「及び第二十五条の十三の六において「金融商品取引業者等」を「、第二十五条の十三の六及び第二十五条の十三の七第四項において「金融商品取引業者等」に、「同項」を「（法第三十七条の十四第五項第一号の」に、「同号の」を「法第三十七条の十四第五項第一号の」に、「に、その口座開設年」を「に、その口座を開設しようとする年（以下この項において「口座開設年」という。）」に、「法第三十七条の十四第十項の」を「同条第十六項の」に、「同条第五項第九号」を「同条第五項第十一号」に、「第三十七条の十四第五項第十号」を「第三十七条の十四第五項第十二号」に、「第三十七条の十四第十項に」を「第三十七条の十四第十六項に」に、「同項第九号」を「同項第十一号」に、「第六号イ若しくはハ」を「第六号ロ(1)若しくはハ(1)」に、「同条第十項」を「同条第十六項」に、「第三十三項、第三十四項及び第三十八項」を「第四十四項、第四十五項及び第四十九項」に、「第六項から第三十三項まで」を「第十二項から第三十九項まで」に、「及び第二十五条の十三の六において「非課税口座」を「、第二十五条の十三の六及び第二十五条の十三の七第四項において「非課税口座」に、「同項第三号」を「法第三十七条の十四第五項第三号」に、「第三十七条の十四第十九項後段」を「第三十七条の十四第二十五項後段」に改め、同条第六項第一号中「第二十三項第一号」を「第二十七項第一号」に、「同条第二十三項」を「同条第二十九項」に、「法第三十七条の十四第五項第二号イ(1)」を「同号イ(1)」に改め、同条第七項中「第六号」を「第六号二」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三の七」を「第二十五条の十三の七第一項」に改め、同条第八項第一号及び第九項中「第二十一項第一号並びに第二十五項第一号及び第二号」を「第十九項及び第三十五項」に改め、同条第十二項第十号中「第三十項第一号」を「第二十八項第一号」に改め、同条第十五項中「第二十三項第三号ロ」を「第二十七項第三号ロ」に改め、同条第十七項及び第十八項を削り、同条第十九項を同条第十七項とし、同条第二十項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「次に掲げる事項」を「同条第四項各号に掲げる事由に係るものを含むものとし、次項において準用する第十二項第一号、第四号又は第十一号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除く。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該累積投資勘定が設けられている同条第五項第四号の口座が開設され、又は開設されていた金融商品取引業者等は、当該口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者（相続又は遺贈による払出しがあつた場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であつた上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあつた非課税口座内上場株式等の同条第四項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知すること」に改め、同項各号を削り、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第二十一項第一号」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項から第二十五項までを削り、同条第二十六項中「第三十七条の十四第五項第六号ロ(1)(i)」を「第三十七条の十四第五項第六号ロ(1)(i)」に、「第二十八項第一号」を「第二十三項第一号」に、「第二十八項及び第三十一項」を「第二十三項及び第二十九項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第五項第六号」を「第三十七条の十四第五項第六号ロ」に改め、「次号」の下に「及び第二十四項」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第二十七項を同条第二十二項とし、同条第二十八項中「第二十六項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

24　法第三十七条の十四第五項第六号ロ(1)(ii)に規定する政令で定める金額は、同号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設する非課税口座に設けられた同条第四項第一号に規定する未成年者特定累積投資勘定（以下この条において「未成年者特定累積投資勘定」という。）に係る特定累積投資上場株式等の購入の代価の額を当該特定累積投資上場株式等の取得価額とみなして、当該特定累積投資上場株式等を銘柄ごとに区分し、当該非課税口座に未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年十二月三十一日に、当該非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定に受け入れている当該特定累積投資上場株式等の譲渡があつたものとして所得税法施行令第二編第一章第四節第三款の規定に準じて計算した場合に算出される当該特定累積投資上場株式等の取得費の額に相当する金額とする。

25　第二十二項の規定は前項の規定により所得税法施行令第二編第一章第四節第三款の規定に準じて計算する場合について、第二十三項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は前項の規定により同項に規定する特定累積投資上場株式等の取得費の額に相当する金額を計算する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十三項第三号中「対象非課税口座内上場株式等と当該対象非課税口座内上場株式等」とあるのは「次項に規定する未成年者特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等と当該特定累積投資上場株式等」と、「第二十一項」とあるのは「同項」と、同項第四号中「対象非課税口座内上場株式等が」とあるのは「次項に規定する未成年者特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等が」と、「当該対象非課税口座内上場株式等」とあるのは「当該特定累積投資上場株式等」と、「第二十一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

26　第二十五条の十三第二十九項中「第三十七条の十四第五項第六号ロ」を「第三十七条の十四第五項第六号ロ(2)」に、「第九項」を「及び第九項」に、「第二十五項第一号及び第二号」を「並びに第三十五項第一号及び第二号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

27　法第三十七条の十四第五項第六号ハに規定する政令で定める上場株式等は、次に掲げる上場株式等とする。

一　継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等であつて法第三十七条の十四第五項第六号ハ(1)に掲げるもの

二　法第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等

三　法第三十七条の十四第五項第六号ハ(1)に掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの

イ　その上場株式等が上場されている金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているものその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるもの